

## 高松地方裁判所委員会（第31回）議事概要

### 1 日 時

平成27年11月24日（火）午前10時～午後零時

### 2 場 所

高松高等裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）川崎達夫，木下亨，木村斉，忽那ゆみ代，久利文代，小弓場文彦，豊澤佳弘，野村賢，蓮井守，三谷忠之（五十音順，敬称略）

（事務担当者）川村事務局長，徳重総務課長，藤田総務課課長補佐

（オブザーバー）藪内民事首席書記官，山崎刑事首席書記官，平岩主任書記官

### 4 議 事（■委員長，○委員，●説明者）

#### (1) 「破産事件について」に関する説明

平岩主任書記官より，破産・個人再生及び特定調停手続の概要と自然人の場合の手続選択に関する説明，高松地方裁判所における少額管財の運用に関する取組の説明などを行った。

説明にあたっては，多重債務者（自然人）の手続選択に関する説明用DVD及び破産・免責（同時廃止）申立書等の作成支援に関するDVDの視聴を実施した。

#### (2) 意見交換

■ これまでの説明を踏まえて，意見交換を行いたい。

○ やはり，必要のない借金はせず，いわば身のほどにあった生活をしなければ大変なことになるという感想を持った。このような破産手続をした方のその後の生活が気になるところであるが，贅沢はできなくとも，まずまずの生活であれば可能なのか。

■ 今回は，法人ではなく自然人の破産手続等について説明した。債務を負った人が，様々な事情により返済困難となっている状況の下で，採り得る選択肢は複数ある。例えば，特定調停であれば，債権者との間で合意した内容に従って弁済を完了すれば，申立時の債務は消滅して再び債務のない生活に戻れることとなるし，破産手続の場合，特に配当の原資となるような財産もないようであれば同時廃止により破産手続は終結するが，その後の免責手続において免責許可となれば，公租公課など一定の例外を除き申立時の債務は支払義務が免除され，債務のない状態で生活できることとなる。したがって，通常は申立人のその後の日常生活に何らかの制約なり制限が生じることはないのではないのか。ただし，いったんこのような手続で清算したにもかかわらず再び債務超過に陥るような場合には，そもそもその生活自体を見直す必要はあるであろう。

○ 個人再生手続は定期的な一定の収入がないと手続ができないということであったが，この収入は就労収入ということなのか。私の知っている人は，住宅ローンを抱えているが病気のため就労できなくなり，児童扶養手当や元配偶者からの養育費による生活を余儀なくされており，本来の給付の目的に沿ってはいないものの，債務の返済もそれらの手当等から充てざるを得ない。このようなケースでも個人再生手続は可能かということである。

● 私の知る限りそのようなケースはなかったが、おそらく個人再生手続は難しいのではないか。やはり、児童扶養手当や養育費については、その性質上そもそも債務の返済に充てることが予定されているものではない。似たようなケースで、生活保護手当受給者についてもやはり当該手当を債務返済の原資とすることは当該手当給付の趣旨に反するため、個人再生手続はとれないであろうという考えがある。ただし、収入が少ない場合でも、他に親族からの援助などが見込めるのであれば認可される可能性はある。

○ それならば、このようなケースでは住宅も手放さなければいけないということか。

● 仮に破産手続をとるしかないということになれば、住宅を手放す必要が出てくることもあり得る。

■ 住宅ローン以外にも多くの債務があるのか、住宅ローンのみなのか、といった状況にもよるのではないか。また、就労収入がなくとも、親族等からの援助が一定期間確実に見込めるというのであれば、それを定期的収入とみて個人再生手続が可能の場合もあるであろう。

○ 債務が住宅ローンのみであればどうか。

● 債務が住宅ローンのみであっても個人再生手続は可能であるが、やはり定期的収入という要件を満たすことが必要であり、個々のケースによって判断することとなる。

■ いずれにしても、裁判所としては、申立てがあればこの手続はこのように審理されるといったような手続教示は可能であるが、個々のケースでこの人はどのような方法をとったら良いのか、というようにいわば結論を相談の段階で申し上げる立場にはなく、あくまでその方の判断で選択する必要がある。したがって、もし手続選択にあたってアドバイスなどが必要なのであれば、弁護士等の専門家に相談してもらうことになる。

○ 今回のケースでは、例えば社会福祉協議会の生活福祉基金のような貸付けもあるし、住宅ローンであれば債権者である金融機関との交渉により返済の延期も可能だと聞いているので、そういった方法も考えられるのではないか。

おそらく、裁判所に来られる方はこのような知識自体は持っているものの、それでもどうにもならずに来ている方もいるのではないか。私が仕事上知っている方の中にも既にホームレス状態に陥っている多重債務者の方がおり、そのような方は破産手続をとったとしても財産自体がないため結局は同時廃止となり、あとは生活保護に頼らざるを得ないことが想定される。

先ほど昨年度の破産事件の事件数を聞いたが、正直なところ思っていたより少ないという印象である。私どもで平成25年度に無料宿泊所での宿泊を引き受けた方が44名いたが、そのうち3分の1は多重債務者であった。そして、そのような方の中には知的障害や精神障害をはじめ幾つかのリスクを負っている方が多く、結局は自己破産手続をとったが、やはりそのような方にとって個人再生手続をとることは難しいと感じた。

○ いわゆるマイナンバーに関して、個人番号に関する通知書が順次届いている時期かと思うが、これについては税務上の話などはちらほらと聞くものの、破産手続などについてもこれを利用する何らかの方策が検討されているのか。

● 例えばマイナンバーが記載された住民票などが提出された場合の扱いをどうするのか、マイナンバーを破産管財人が財産調査などにも利用するのかしないのか、など様々な観点から検討する必要があると思うが、いずれにしても今後検討していく課題であり、まだ何

らかの方策等が決まっているものではない。

- 今の説明に少し補足すると、マイナンバーについては、健康保険証としての利用であるとか預貯金等の名寄せへの利用など、様々な話が聞こえてくるものの、最終的にどのような情報とどういった形でリンクしていくのか、といった全体像がまだ見えてこない状況である。したがって、具体的な事件処理の中でどのような形で利用可能であるのかも不明であり、仮に裁判所の手続の中でマイナンバーを利用する必要のある場面が出てくるのであれば、それらの漏洩防止対策等についても検討する必要がある。
- 破産に至った経緯や事情について申立時に記載して提出しなければいけないようであるが、普段から日記や家計簿などを書いていない人であれば、このような経緯を書くことは大変ではないかと思う。現状として、どの程度まで詳細な記載を求めているのか。
- 確かに、何年も前のことを今になって思い起こして記載するという事は難しいかもしれないが、「平成〇年〇月頃」や「平成〇年頃」などと出来る限り結婚や出産など印象深い出来事に関連させるなどして記憶を喚起してもらい、どの時期にどのような事情により借入れをし、どのようにして債務超過となっていったのか、その経緯を裁判所が理解できる程度の記載を求めている。どこまで詳細な記載を求めるかは千差万別であるが、中には「もう少しこの時期のこの借入れの経緯を詳しく説明してほしい。」といった形で補正を求めることもある。
- 申立人には申立書様式などとあわせて陳述書の記載例も交付しており、そこにはかなり詳細な記載がされているところであるが、破産に至った経緯や事情に関する記載を求めている趣旨は、特に後の免責手続との関係で、いったいどういう経過で債務超過となっていったのか、借り受けた金員は何に費消されていったのか、ギャンブルなどに浪費されたといったような事情はあるのか、などを把握するためである。したがって、必ずしもその全てについて詳細な借入れ時期や金額などを求めるものではない。
- 先ほどから話題になっている、陳述書記載例の「破産に至った経緯や事情について」の中に、知人の連帯保証人となったという下りがあるが、それに関して、私の知り合いが友人の債務の連帯保証人になっていたことから多額の債務の返還を求められたことがあり、そのときその知り合いは幾らかでも良いので助けてほしいと私に電話をかけてきた。このような連帯保証というのは、やはり主債務者と同一の支払義務を負うことになるのか。また、同一債務に対して複数の連帯保証人がいる場合もあるのか。
- 実際に金員を借り受けた主債務者がその債務を約定通り履行すれば何も問題はないのであるが、仮に事業の失敗や病気、失業など何らかの事情により主債務者が支払不能となった場合、連帯保証人は主債務者と同様に支払義務を負う契約上の地位にあることから、自らは一切借入金を利用していないにもかかわらず他人の債務の返済を求められるということにもなる。また、同一債務に対して複数の連帯保証人がいる場合もあるし、法人の借入金について代表者個人が連帯保証人となることも多い。様々な問題が生じることもあるため、例えば民法では書面による保証契約締結を求めるなど、法律上は徐々に規制を強めている側面がある。
- 平成24年から取り組んでいる少額管財の運用に関しては、やはり同時廃止と比較して納付する費用が高いという事情がある。先ほどの説明からすると、少額管財は債権者にとれば同時廃止よりも提供される情報が多いため、その後の免責手続なども債権者の納得を

得てスムーズに進むのではないかと思われるが、破産者側から手続費用負担などについて不満などは出ていないのか。

- 以前なら同時廃止事案であったため比較的低廉な費用負担で手続を進めることができているにもかかわらず、少額管財の運用を導入したことにより破産者の負担が増したことについては、確かに不満が出されることもないではない。ただ、同時廃止では、破産者の財産や免責不許可事由などに関する破産管財人による調査が行われなため、手続の透明性が薄れるという側面があることから、裁判所としては、近時の全国的な流れとして、同時廃止の安易な運用を避け、少額管財の運用に取り組んでいるところである。しかし、個別の各事件において、どこでこれらの選別をするのかということについては、今後も検討していく必要がある。
- これまでは、破産管財人を選任して破産者の財産の換価配当を目指すという厳格な管財型か、基本的には破産者の申述等に基づいて手続を進める同時廃止型かという選択肢しか予定されていなかった。昔は、一定額の原資を破産者に積み立ててもらい、これを債権者に一部弁済した上で同時廃止を認める運用なども見られたところであるが、積立てには時間を要し、現実に積み立てられるかどうか不確かである。これに対し、少額管財では、最終的に破産手続が廃止になるとしても、破産管財人による財産調査や免責不許可事由調査などが行われ、それらが債権者集会期日において破産管財人から債権者に対して説明される（いわゆる「情報の配当」）ことにより、手続の公平性や透明性が高められ、債権者の納得も得られやすくなる。そこが少額管財の運用の意義であり、債権者のみならず債務者にとってもメリットはあると考えている。
- 取引会社が倒産しそうだというときにその会社の財産的価値がありそうなものを取ってくるのがどうなのかであるとか、取引会社が倒産するにあたり金銭弁済に代えて先方の在庫商品の引渡を受けた、などという話を聞いたことがある。このようなことは実際にあるのか。
- もし会社が倒産寸前のものであるという情報に接した場合、債権者としては少しでも自己の債権を回収したいと思うであろうが、それが担保権のような優先権のある権利であれば、取引会社の商品などに対し法律上認められた手続に則って保全処分等を行うといった方法により自己の債権の保全を図ることができるが、そうでなければ個別の債務名義に基づく強制執行や破産手続における配当での回収という方法になる。先ほどの前段の話のようないわば自力救済、実力行使による債権回収ということは法律上禁じられている。後段の話は、取引会社が本来は金銭で弁済すべきところを在庫商品の引渡しにより支払ったということであるから、いわゆる代物弁済に当たる。
- 免責手続について、近年はほとんど免責不許可になる事例がないようであるが、裁判所の裁量による免責許可の事例はあるのか。
- 管財事案及び同時廃止事案を含め、パチンコやギャンブルなどによる債務負担という免責不許可事由に該当する方は相当数いるものの、結果としてその多くは裁判所の裁量により免責許可となっている。しかし、裁判所としては、そのようなギャンブルなどによる浪費が原因で破産を繰り返すようなことは防止したいという観点から、同時廃止事案について一定期間家計簿をつけさせて生活の立て直しに向けた意識付けを図ったり、管財事案であれば管財人にその辺りの指導をお願いすることもある。そういった指導等を踏まえての

裁量免責である。

- パチンコやギャンブルによる浪費が原因で債務が増加しているといった事情がある方は一定程度存在する。しかし、だからといって、破産手続は初めてだという方についてまで、それらの事情があるから全て免責不許可とするような運用はしていない。以前、私がある高裁にいた頃、ある免責許可決定に対する抗告審の審理を担当したことがあり、そのときは原決定を取り消して免責不許可としたのだが、その事例は、破産者が競馬などのギャンブル好きであり、専用の口座を設けてインターネットで馬券を購入するなどしていたのであるが、破産申立時にギャンブルはもうやらないなどと申述していたにもかかわらず、実は裁判所や申立代理人弁護士・破産管財人にも秘匿して、破産申立後もずっと競馬によるギャンブルを続けていたことが債権者からの上申により判明したという事案である。このように、いわば不誠実と言うべき事情があるような申立人については、免責を許可することが相当ではないという判断になることもあろう。
- 今のような不誠実ないわゆる確信犯的なケースと、そうではなく真に生活の立て直しなり立ち直りを誓っているケースとの見極めが重要だと思うが、1回なり2回の審尋期日程度ではなかなかその辺りの把握が難しいのではないかと感じる。再犯防止などのテーマでも言えることだが、やはり立ち直しには時間と労力を要するものであり、破産免責手続の中でも本人の立ち直りや再起を支援するための関与が何らかの方法でできればいいのではないかと感じる。
- 裁判所としてはどうしても立場上関与が制約される面がある。福祉面でのサポートについてはしかるべき機関にお願いすることとなるので、その橋渡しをどうしていくかが問題となるであろう。裁判所の手続以外の部分でのサポートの在り方については社会全体で検討していく課題でもある。

## 5 次回予定

平成28年5月30日（月）午前10時から2時間程度

（場 所）高松高等裁判所大会議室（6階）

（テーマ）未定（追って裁判所で検討の上、通知する。）